

要 望 書

“未来へつなぐ ふじのくにの介護力”

令和5年8月25日

静岡県副知事

森 貴 志 様

静岡県老人福祉施設協議会

会長 種岡 養一

・・・・・・・・目次・・・・・・・・

I	新型コロナウイルス感染症への対応について	1
II	物価高騰への対応について	2
III	介護人材の確保・養成・定着に向けた取り組みについて…	3
IV	福祉施設でのデジタル化の推進について	5
V	防災対策の充実・強化について	6
VI	福祉施設の老朽化への対応について	7
VII	特別養護老人ホームの運営について	8
VIII	養護老人ホームの運営について	9
IX	軽費老人ホームの運営について	10
X	在宅サービス事業の運営について	11

I 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症への対応については、静岡県老人福祉施設協議会としては県当局等と緊密な連携体制のもと、高齢者福祉施設にとって必要な対応にご尽力していただいております。感謝申し上げます。

今後につきましても、新たな変異種の発生により、中、長期的な様相を呈しておりますことから、以下について要望いたします。

1 感染予防に向けた体制について

- (1) 今後の追加ワクチン接種においても、高齢者施設の入居者及び職員への優先接種について、引き続きご配慮いただきたい。また、高齢者施設職員の同居家族へのワクチン優先接種についても併せてご配慮いただきたい。
- (2) 高齢者施設への職員及び利用者の抗原検査キットやマスクなどの継続的提供について、引き続き対応をお願いしたい。
- (3) 家族の面会や職員への行動制限等に関する指針の提示や面会等の制限解除の目安等の情報提供について引き続き御配慮いただきたい。

2 高齢者施設で感染が発生した場合の対応等について

- (1) 高齢者施設で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、初期対応が極めて重要です。このため、感染拡大防止に向けて医療専門家(DMAT等)チームによる速やかな現場指導等の実施を引き続きお願いしたい。
- (2) 施設入所者が新型コロナウイルスに感染した場合は、施設内のクラスター発生を防ぐために、施設入所者の病床確保について引き続き対応をお願いしたい。
- (3) 感染発生時の施設間相互応援体制の運用において、県による引き続きの指導助言、財政支援をお願いしたい。特に、抗原検査キットなどの検査費用について助成対象とするなど柔軟な対応をお願いしたい。

3 介護事業所の経営支援等について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴うかかり増し経費の予算措置を引き続きお願いしたい。

Ⅱ 物価高騰への対応について

1 昨年9月の創設された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」につきましては特段のご配慮をいただいていることに深く感謝申し上げます。物価高騰は、昨年度の重点交付金の規模では電気・ガス・食料品等の上昇分のすべてをカバーできず、なお経営に大きな影響を与えています。また、各産業界における賃上げの動きは大企業だけでなく中小企業にも波及してきており、高齢者福祉・介護施設等においても更なる賃上げを実施しなければ、人材確保が一層困難となり、事業継続が脅かされることが懸念されます。つきましては、静岡県において、光熱費や燃料費などを始め物価高騰への緊急的な支援を引き続きお願いいたします。

また、各市町に対しても特養等に対する交付金活用の優先度を上げていただくよう積極的な働きかけをお願いいたします。

2 軽費老人ホームの運営状況は、食材費、光熱費等が昨年度より更に高騰し続ける中、増々厳しい状況にあります。全国軽費老人ホーム協議会の調べでは、都道府県の中には物価高騰に対する支援として施設利用定員1名当たり10,000円を超える支給を行う県も見受けられます。千葉県では昨年引き続き1施設定員1名当たり25,000円、定員100名の施設では250万円が支給されます。北海道では全ての施設に電気代高騰の補助として、1施設定員1名当たり10,000円となっており、定員100名の施設では100万円が支給される上に、札幌市と旭川市では食材費支援給付金として別に1施設定員1名当たり27,000円、9,000円が給付され、定員100名の施設ではそれぞれ270万円、90万円が支給されます。

こうした中、静岡県では介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（介護分）交付要綱の別表（第3関係）によれば令和5年度の軽費老人ホームに対する支援は40万円を交付限度額とし利用定員一人につき4,000円と昨年度の半分に抑えられ、他県と大きな隔りがあるのが現状です。今一度のご再考を切にお願いいたします。（軽費委員会）

Ⅲ 介護人材の確保・養成・定着に向けた取り組みについて

介護現場では人材の恒常的な不足が続いており、本会が実施した「令和5年度介護人材の確保・養成、働き方改革等の経営課題に関するアンケート調査」によると、「職員が不足している」と回答した事業所は全体の68.4%と前年度と比べ6%上昇しており、令和5年4月1日現在、職員不足により一部閉鎖している事業所及び一部閉鎖のリスクがある施設が21施設あるなど、介護人材の確保・養成・定着が大きな課題となっています。こうした状況を改善するため、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

- 1 日本人材採用促進のため、「就職フェア」等の開催回数の増加や圏域毎の開催などに取り組んでいただいているが、各会場への参加者が少ないため、人材バンクに登録しているが、来場していない人等の掘り起こしを行い、開催場所や時期の検討、募集内容の広報・周知などによるマッチング機会の拡大や参加者増加への取組をお願いします。
- 2 最近の介護職への就職は人材派遣会社が参入し、採用にかかる人件費が増加しています。福祉人材センターやハローワークにおいてもウェブ施策に力を入れていただきたい。
- 3 近年、無資格でありながら介護業務を志向する人材には、2024年4月を完全移行の方針となっている介護職員認知症介護基礎研修をeラーニングで受講することが困難なケースがあります。このため、県として、完全移行に間にあうように、eラーニング以外の受講機会を作っていただきたい。
- 4 「介護の仕事」への理解促進のため、県教育委員会など教育機関との連携協力と、「介護の魅力」の啓発や効果的な情報発信をお願いします。
- 5 外国人材の雇用確保・定着のため、介護報酬加算メニューや助成金の創設に向けた引き続きの国への働き掛けをお願いします。
- 6 外国人材の候補者に、「静岡県」での「介護」の魅力をイメージとして伝えるためには、それぞれの言語や文化に配慮したリクルート用プロモーション映像が有効です。既に作成いただいているフィリピン及びモンゴル以外の国についてもプロモーション映像の作成にご尽力いただきたい。
- 7 養護老人ホームにおいても入居者の重度化が進んでおり、支援員業務の切り分けにより介護サポーターの活用が見込まれます。介護サポーター育成事業についての実際の事例の紹介をお願いします。

- 8 県内の労働人口拡大に向けた「静岡県移住・就業支援金」制度との連携や県社会福祉人材センターによるUIターン希望者への情報提供やマッチング支援など、介護職員の県外から県内への移住・就労促進に向けた施策の引き続きの展開をお願いします。
- 9 外国人留学生の場合、介護福祉士修学資金に係る法人による連帯保証が認められているが、当該外国人留学生が退学・退職等した場合に、法人が連帯保証人としての責務を負うこととなります。万が一、法人に責がない状況で留学生が退学・退職した場合には、法人の連帯保証が免除・減額されるような保険等の施策をご検討いただきたい。
- 10 平成30年度に創設された静岡県の「働きやすい介護事業所認証制度」の取り組みが少しずつ進行しているように思いますが、まだ一部の事業所の取り組みのどまっているように感じられます。そこで、この制度をより良くし、事業所として認証を取得して良かったと思えるようにしていくために、ブラッシュアップの方向で改定されることをご提案いたします。なお、この制度を最初に取り組んでいる京都府の制度を参考といたしました。<https://kyoto294.net/student/seido/>

(1) 上位認証の制定

現在の認証制度は主として職場の改善に向けた取り組み状況の評価であると考えております。現在の認証はそのままにして、取り組んだ結果を評価する指標、例えば退職率、有給休暇、組織での職員満足度調査結果等を指標として認証評価する上位認証の制定

(2) 広報の充実（認証の取組結果等）

現在は認証結果のみの広報であるが、特徴的な取り組みの紹介、認証取得の効果結果などを掲載した広報誌、冊子、ビデオ等の作成・配布

(3) 認証評価の他機関の認証の利用と認証項目数の削減

福祉サービス第三者評価、労働局認証（くるみん、えるぼし、ユースエール、もにす等）の活用

IV 福祉施設でのデジタル化の推進について

1 科学的介護推進体制加算（L I F E加算）に対応した支援について

提出したデータについては、厚生労働省からのフィードバックデータを活用するなどしてケアの改善に結びつける必要があるが、実際のところ十分な活用が出来ていない。このため、L I F E加算を活用したケアの向上につなげるため、フィードバックデータ活用のためのマニュアルの作成や研修会開催等による支援をお願いいたします。

2 介護業務におけるICT化推進に対する助成制度の拡充について

介護ロボット・ICT推進は、介護事業の質の向上及び生産性向上にとって重要であり、県においても県単独助成制度の充実に取り組んでいただいております。介護業務のデジタル化推進の中で、特に介護記録システム及びグループウェアの導入促進が必要であることから、助成制度の一層の拡充について御配慮いただきたい。

また、養護老人ホームにおいても利用者の重度化に伴う介護負担の増加とともに、介護人材不足になっており、介護を含む生活支援の現場でのICT化を推進している。介護保険施設においてはICT化のための県単独補助金制度が用意されているが、養護老人ホームには補助金制度がありません。ICT化補助金制度について、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない養護老人ホームに対してもご配慮いただきたい(養護委員会)。

3 介護現場でのICT化推進のための人材育成等に関する支援について

介護事業ではコンピュータシステムの運用知識がある要員の人材確保が難しい状況にあります。このため、各施設・事業所におけるICT化推進のための職員研修会の開催や各施設・事業所からの問い合わせに対応する相談窓口の設置など、介護現場でのICT化推進のための人材育成等についてご支援いただきたい。

4 介護保険申請業務等における提出書類の簡素化・市町の書式統一等について

介護保険制度の必要書類や加算等の申請書類等の簡素化による事務負担の軽減について御配慮願います。また、介護保険関連業務等には市町が所管する事業が多数あり、各施設・事業所では複数の市町の住民にサービスを提供することが少なくありません。この場合、必要な申請書式及び添付資料などは市町ごとに独自様式で設定されているため、煩雑で事務量が増大する原因となっています。これらを解消するため、県において標準的なモデル様式を定めるなど、市町間の書式及び資料の様式統一、さらには申請等業務の電子化の推進について市町に対してご指導・ご助言いただきたい。

V 防災対策の充実・強化について

頻発している豪雨災害や地震災害などに鑑み、各施設・事業所が被災時において地域の福祉資源としての機能を発揮するため、以下の項目について対応をお願いいたします。

- 1 BCP（事業継続計画）の実行性確保のための人的・物的支援に係る連携強化に対する市町への指導・助言
- 2 被災時における社会福祉施設の機能確保と福祉避難所機能の整備・維持に向けた市町への支援
- 3 被災者避難を想定しての施設に必要となる設備や備品の調達・整備に係る助成金制度活用についての市町への支援
- 4 11月1日の「社会福祉施設防災の日」に行う総合防災訓練については、火災想定での避難訓練が主な目的であり、東中西部ごとに毎年1回高齢者施設と障害者施設の中から2か所を対象としてそれぞれの施設が消防署と連携して防災訓練を行い、他の施設がそれを見学するという形式を採用してきていると理解しております。しかし、昨今の地域の災害発生状況をみると局所的な集中豪雨による水害並びに土砂災害が頻発しており、また地震や津波による災害も考慮する必要があるとあり、感染症も含めると多くの災害への対応を検討しておく必要があると考えます。今年度の総合防災訓練の想定は火災に限らずに検討してよいことになっているようですが、多くの課題があるため、次のことを要望いたします。
 - (1) 想定する災害の種類の種類化とそれに対応するモデル避難訓練の在り方についてご提示いただきたい。
 - (2) それぞれの施設において被災の可能性のある災害の種類について、市町や県との連携の上限定することはできないのかご検討いただきたい。
 - (3) 策定が義務化されたBCPは、災害の種類別に対応方法を検討する必要があると考えるが、その違いの要点を整理して参考資料として発出いただきたい。
 - (4) 在宅における要配慮者の避難について定める個別避難計画については、市町による策定状況が十分とはいえず、居宅介護支援事業所でも不安を感じているので、県として市町の取り組みに対し後押しをしていただきたい。

VI 福祉施設の老朽化への対応について

1 福祉施設機能維持のための既存設備の延命利用について

特養・養護・軽費等全ての種別に係る福祉施設の老朽化により、利用者の生活における安全性確保やサービスの向上に向けた修繕やリフォームが必要となっています。改築にあたっては巨額の費用負担が生じ、大きな経営リスクになることから、他の社会資本と同様に、修繕やリフォームによる施設の延命が投資効果上有効と考えるので、新設・改築に代わる施設整備として、既存ストックの有効利用を目指した県単独の支援をお願いしたい。

また、単年度事業のみでなく複数年の助成事業についてもご検討いただきたい。

- (1) 福祉施設機能維持のため、建物や既存高額設備（ボイラー・空調機器、配管設備、エレベーター等）の修繕、又は更新に係る経費への支援
- (2) 県が制度化している特養等に対する改築事業助成について、政令市の特養等においても同様の助成が受けられるよう、県から政令市への働き掛け（※本会からも政令市に対して要望してまいります）

2 軽費老人ホームの老朽化への対応について（軽費委員会）

静岡県の軽費老人ホームは平成2年5月に最初のケアハウスが開園して以来、新規開設の施設はもとより多くの施設がA型からケアハウスへと移行していきました。そのため建設から20～30年以上たつ老朽化施設が多く、利用者の安全確保やサービス向上のためのリフォームや修繕が必要となっています。

特に収益事業を持たない軽費老人ホームにとっては、その費用負担が大きな経営リスクになっております。エアコンや非常照明設備は個数も多く10年～13年位で機械寿命を迎えるので、交換費用の負担に多くの施設が苦慮しているのが現状です。特にエアコンはご利用者が快適な日常生活を過ごすためのツールではなく、猛暑が常態化した現代日本では夏期の生命維持装置とも言われ、命を守るために最低限必要な設備となっておりますので交換のための支援をお願いいたします。また、エレベーターや非常照明灯等の交換等施設生活の安全確保のための支援についてもよろしくご願ひいたします。

Ⅶ 特別養護老人ホームの運営について（特養委員会）

特別養護老人ホームの運営について、「令和4年度特別養護老人ホーム待機・入所状況調査報告書」の結果等を踏まえ、下記事項について要望いたします。

- 1 「令和4年度特別養護老人ホーム待機・入所状況調査報告書」より『空き定員を満たすのに十分な待機者がいる』、『概ね確保できている』と回答しているユニット型施設が46%に対し従来型が79%と高く、入所までの待機期間も長期化しています。また、従来型、ユニット型の利用者負担額等を比較し、経済的な理由から従来型への入所希望者が増加している状況がうかがえます。そこで、従来型（多床室）入所希望に応じた、柔軟な従来型（多床室）の新築や増改築への許可や補助をご検討いただきたい。
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に併設型ショートステイ利用率が減少しています。一方、1でも記載したとおり、従来型への待機者数が増加していることから、ショートステイ居室から特別養護老人ホーム居室への転換を柔軟的に許可していただきたい。
- 3 介護職をはじめ人員確保が困難な状況は継続しており、級地の異なる隣接市町からの人員確保は必須となってきています。一方、最低賃金は年々上昇している中、人件費の捻出も困難になってきています。最低賃金の設定は県単位であるが、級地による収益差が発生していることから、隣接地域にかかわらず人員採用へ投下できる費用格差が生じやすく、採用力への影響も懸念されます。そこで、人員確保にかかわる隣接地域での級地格差を是正できる補助をご検討いただきたい。
- 4 3と同様、直接的な処遇にかかわる職員以外の職員確保も困難な状況が見られます。特に、調理や送迎等に関わる職員確保は困難となっており、業務継続への不安感も増しています。そこで、アクティブシニア等の雇用が積極的に図られるようなセミナーの開催や賃金向上のための補助をご検討いただきたい。
- 5 特別養護老人ホームでは、生活困窮者や生活保護受給者等は使命感を持って受け入れています。しかしながら、昨今の光熱水費や食材費の高騰が続く中、それに応じた利用者自己負担分の上乗せが行いにくく、施設経営が逼迫する状況になっています。そこで、特別養護老人ホームとしての使命を発揮しながら、安定した施設運営が行えるように、全入居者中の生活保護受給者の割合等に応じた食費・居住費の上乗せ分の補助をご検討いただきたい。

Ⅷ 養護老人ホームの運営について（養護委員会）

1 入所措置が必要な高齢者の適切な把握と措置対応について

県内会員養護老人ホームの入居稼働率は74.7%（令和5年4月1日現在）と、昨年度に比べ1.6ポイント下がりました。この慢性的な空床状態によりどこの施設も厳しい経営を強いられています。

多くの市町では介護保険への人員シフトにより高齢者福祉の措置事務を担当する職員体制に脆弱の感があります。そこで、市町の措置事務担当者に対し、①入所措置すべき者の適切な把握、②入所判定委員会の定期的な開催、③所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、養護が必要な高齢者に対し措置制度による適切な措置が講じられるよう引き続きご配慮いただきたい。

2 養護老人ホームに従事する職員の処遇改善加算について

政府の経済対策により、介護職員等の処遇改善に伴い令和4年度から地方交付税措置を講じることとされた養護老人ホーム職員の処遇改善について、引き続き県内のすべての市町における老人保護措置費の支弁額等の改定状況を把握していただき、処遇改善措置が未施行の市町に対しては適切に措置を講じるようご配慮いただきたい。

3 「介護の未来ナビゲーター」として委嘱した若手介護職員が、大学等のキャリアセンターが行う就職ガイダンス等や、就活イベント等で、介護の仕事の魅力ややりがい伝えていくことであるが、養護老人ホームについても魅力ややりがいを伝えていただけるようご配慮をお願いしたい。

4 健康保険証のマイナンバーカードへの一体化に関する国への働き掛けについて

2024年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化する方針が示されています。そもそも養護老人ホームに入居されている皆さんは、家族との関係が希薄な方がほとんどで、マイナンバーカード自体の取得も大変難しい状況です。また、マイナンバーカードを取得したとしてもその後の実質的な管理は施設側で行うことになり、施設側には重い負担が課せられます。さらに、ほとんどの入居者が医療機関で何らかの治療を受けており通院のたびにマイナンバーカード（健康保険証）を持ち出す必要があることや、本人確認のため行政や金融機関等へ持ち出すこともあり、紛失などによる情報漏えいのリスクも高まります。

このようななかで、健康保険証が廃止された後の、マイナンバーカードがない人や取得後の管理ができない人などへのフォローをどうするのか、例えば健康保険証を廃止せずに併用できるようにするなど、その対応策を示していただきたい。

Ⅸ 軽費老人ホームの運営について（軽費委員会）

- 1 静岡県の軽費老人ホームの生活費の月額ケアハウス甲地 46,940 円/1 人、乙地 44,500 円/1 人、A 型乙地 52,590 円/1 人で食材料費及び共用部分に係る高熱水費に充てられていますが、食料品費、食材費、光熱費が高騰し続ける中で、令和元年 10 月に消費税増税分として一部引き上げられて以来据え置かれていません。

利用者から不足分を受益者負担として求める事が出来ない軽費老人ホームの実状に見合った生活費（食費等）の見直しをお願いしたい。魚一尾が去年の倍の価格に成る等、現状放置されれば近々多くの施設が経営難に陥るのには火を見るより明らかです。まさに緊急事態と言うほかはありません。神奈川県では既に、生活費を A 型 6 万円、ケアハウス 5 万円と定め実施されております（全国軽費老人ホーム調べ）。

【軽費老人ホーム利用料等取扱基準 第 1 軽費老人ホームの利用料等 3 生活費（月額（1）生活費（月額）の設定において生活費（食糧費および共用部分の光熱費に限る）は都道府県知事が定める額を上限とし、その設定にあたっては地域の実情、物価の変動その他事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう努めること。】とありますので、県独自のご決断で一刻も早く生活費の適正な改定をお願いいたします。

- 2 利用料は前年の所得より A 型は 2 1 階層、ケアハウスは 1 8 階層に算定されて、どちらも下限の対象年間収入が 1 5 0 万円以下となっています。しかし最近の入居希望者は年間 1 0 0 万円を下回る方も増えていて（特に A 型）、利用料による経済的な負担が重くなっています。今後、低所得の高齢者の増加が予想される中で、より多くの方にご入居いただくために、前年所得の下限を現状一律 1 5 0 万円以下の設定を 1 5 0 万円～1 0 0 万円の区分を設定して低所得者の負担を軽減していただきたい。

X 在宅サービス事業の運営について（地域ケア委員会）

1 通所介護事業について

地域ケア委員会では令和4年度に会員施設にアンケートを実施し、その結果現在ほぼ全域で利用者の軽度化傾向が出ていること、また前回介護報酬で設定された重度者に対応した加算を算定している事業所が非常に少ないことが分かった。

また、新規でデイサービスを開業する事業所も未だ数多くあることもわかっており、このままでは、報酬単価の減少と稼働減少により、休止・廃止に追い込まれる事業所も出る恐れがあると考えています。対策として次期介護報酬改定について、加算でなく、基本報酬の上昇について県からも働きかけていただきたい。また、明らかにデイサービスの供給過剰と思われる地域がある一方、不足している地域もあるなど、市町によってサービス供給量が偏在しています。認可を制限するなど総量を調整する方法をご検討いただきたい。

2 訪問介護事業について

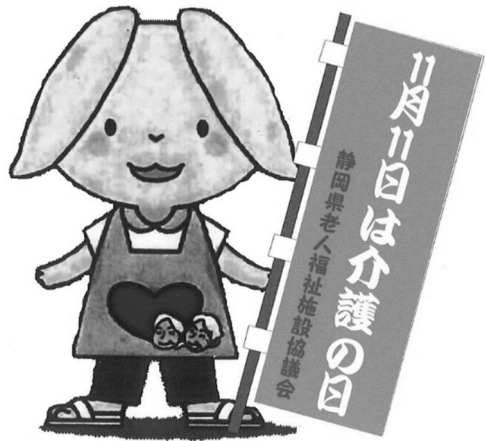
地域ケア委員会によるアンケートの結果、会員施設の訪問介護事業所の職員は平均年齢が50歳を超えており、このままではここ数年以内に休止・廃止に追い込まれる事業所が多数である可能性も出てきている現状であります。特に過疎化が進む地域において、重要なインフラでもある訪問介護事業を維持するための助成をご検討いただきたい。

3 居宅介護支援事業について

(1) 県内のケアマネジャーの養成について、かねてよりご協力いただいているが、事業所側の視点で見た場合、現在の経営に対して実務研修OJTを受けることの負担、また新人ケアマネジャーの教育期間における稼働率の減少などがダメージとなっています。新人ケアマネジャーの積極的雇用を推進する意味において、実務研修OJTに協力した事業所への助成、あるいは新人ケアマネジャーの教育期間中の補填など何らかの事業所支援をご検討いただきたい。

(2) 介護保険創設当時は、介護支援専門員1名あたり50件/月のケアプラン作成が可能で、加えて介護予防支援費の区別もなく要支援者のケアプラン作成費は現在より高額でした。現在ではAIの活用を加えても44件が限界で、実際は作業量の大幅な増加から30件台前半に留まることが通常である。また予防事業のケアプランは3,000~4,000円程度と大幅に単価が下がることから、事業所としての収入は大幅に減少している、加えて国の処遇改善の対象としても外されるなど処遇も介護職と比べ低く、将来的な人材獲得が困難と言わざるを得ません。

このままでは、将来的に居宅介護支援事業所は運営できなくなってしまう懸念があることから、報酬の改善等、救済的措置を国に働きかけていただきたい。



「ケアットちゃん」

静岡県老人福祉施設協議会

「介護の日」キャラクター